

# はじめての個人情報保護法

---



# 1. 個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律。
- 民間事業者の個人情報の取り扱いについて規定する。



## 個人情報保護法の目的

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、**個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定める**ことにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の**個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。**

以下の組織には、別の法律が適用。

国の行政機関

(行政機関個人情報保護法)

独立行政法人等

(独立行政法人等個人情報保護法)

地方公共団体等

(個人情報保護条例)

※令和3年改正個人情報保護法の全面施行後には、個人情報保護法に一元化される予定

## 2. 個人情報とは

### ①「個人情報」の定義

○生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの

(例)

**氏名**

山田 太郎

**顔写真**



**住所**

(氏名と組み合わせた場合)

東京都●●区▲▲町  
山田太郎

**生年月日**

(氏名と組み合わせた場合)

1980年●月▲日  
山田太郎

### ②「個人識別符号」の定義

○「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号

(例)



顔認識データ



指紋認識  
データ



旅券番号



運転免許証  
番号



マイナンバー  
(個人番号)

など

## 2. 個人情報とは

### ③「要配慮個人情報」の定義

- 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 具体的には、「①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により被害を被った事実、⑦その他政令で定めるもの」とされている。

⑦「その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの」

- **身体障害・知的障害・精神障害等**があること
- **健康診断その他の検査の結果**（「遺伝子検査の結果に関する情報」・「ゲノム情報」は、健康診断その他の検査の結果に該当する。）
- **保健指導、診療・調剤情報**
- 本人を被疑者又は被告人として、**逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続**が行われたこと
- 本人を**非行少年**又はその疑いのある者として、**保護処分等の少年の保護事件に関する手続**が行われたこと

**取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要**

# 3. 事業者が守るべき4つのルール

## 【個人情報】

生存する個人に関する情報で、  
特定の個人を識別することができるもの

### ① 取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する
- 利用目的を通知または公表する。

## 【個人データ】

個人情報データベース等を構成する個人情報  
→分類・整理され、検索可能な個人情報

### ② 保管・管理

- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

### ③ 第三者提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

## 【保有個人データ】

開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ  
※令和4年4月1日からは、  
6か月以内に消去するデータも対象となる

### ④ 開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

## 3. 事業者が守るべきルール① 取得・利用のルール

### 【個人データを取得・利用するとき】

#### 【個人情報取得する前】

1. 個人情報の利用目的をできる限り特定する。(15条 (改正後17条))
2. 利用目的をあらかじめ公表しておく。(18条 (改正後21条))

#### 【個人情報取得するとき】

1. 不正の手段による取得はしない。(17条 (改正後20条))
2. 利用目的をあらかじめ公表していない場合は、本人に通知または公表する。  
書面での取得の場合は、利用目的を本人に明示する。(18条 (改正後21条))

#### 【個人情報を利用するとき】

1. 利用目的の範囲内で利用する。利用目的の範囲を超える場合は、本人の同意を得る。  
(16条 (改正後18条))
2. (令和4年4月1日からは) 違法又は不当な行為を助長する等の「不適正な利用」も禁止 (改正後19条)

#### 【個人情報の取扱いに関する苦情を受けたとき】

1. 適切かつ迅速な処理に努める。(35条 (改正後40条))

## 3. 事業者が守るべきルール② 保管・管理のルール

### 【個人データを保管・管理するとき】

1. 正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める。  
(19条 (改正後22条) )
2. 安全管理措置を講じる。(20条 (改正後23条) )
3. 従業員に対して、必要かつ適切な監督を行う。(21条 (改正後24条) )
4. 委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。(22条 (改正後25条) )
5. (令和4年4月1日からは) 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化する。  
(改正後26条)

## 3. 事業者が守るべきルール③ 提供のルール

### 【個人データを提供するとき】

1. 第三者に提供する場合には、原則あらかじめ本人から同意を得る。(23条 (改正後27条))
2. 外国にある第三者に提供する場合には、原則あらかじめ「外国にある第三者に提供すること」について本人から同意を得る。(24条 (改正後28条))
3. (令和4年4月1日からは) あらかじめ当該外国における個人情報の保護に関する制度等についての情報を本人に提供する。また、移転先における個人データの適正な取扱いを継続的に確保するための措置等を講じ、それらに関する情報を本人の求めに応じて提供する。(改正後28条)
4. 第三者に提供したときは、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。  
(25条 (改正後29条))
5. 第三者から個人データを受け取るときは、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存する。(26条 (改正後30条))
6. (令和4年4月1日からは) 提供元では個人データに該当しないが、提供先で個人データとなることが想定される情報につき、提供時に本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。(改正後31条)



## 3. 事業者が守るべきルール④ 開示請求等のルール

### 【開示等の請求等に応じるとき】

1. 事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等について、HPに公表するなど本人の知り得る状態に置く。(27条(改正後32条))
2. (令和4年4月1日からは) 安全管理のために講じた措置等についても、公表事項に追加。(改正後32条)
3. 本人から開示を請求された場合、原則本人に開示する。(28条(改正後33条))
4. (令和4年4月1日からは) 開示方法について、電子メール等の電磁的記録の提供を含め、原則本人の請求に基づき開示する。また、第三者に提供した記録についても、本人から開示を請求された場合、原則本人に開示する。(改正後33条)
5. 本人からの請求に応じて、
  - ①内容に誤りがある場合には、訂正・削除をする。(29条(改正後34条))
  - ②利用目的の範囲を超えて利用されている場合、不正の手段で取得されている場合、同意なく第三者に提供されている場合等には、利用停止・消去等をする。(30条(改正後35条))
6. (令和4年4月1日からは) 本人からの請求に応じて、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも、利用停止・消去等をする。(改正後35条)

# 個人情報保護委員会へのご相談

## ●個人情報保護法相談ダイヤル

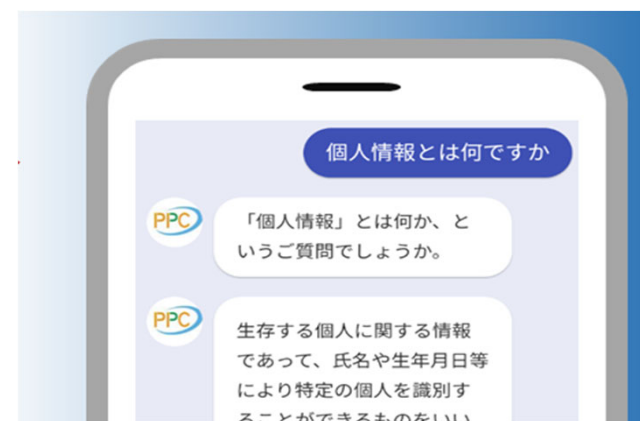
個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

電話番号：**03-6457-9849**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

## ●PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する皆様からの質問に対して24時間回答できるチャットボットサービス



- 本資料は、個人情報保護法の基本的な部分につき、令和2年改正個人情報保護法により改正される規定も踏まえて記載したものであり、事業者の義務や例外規定のすべてを記載したものではありません。
- 本資料の「改正後」の条文番号は、令和4年4月1日施行予定の令和2年改正法及びデジタル社会形成整備法第50条による改正後のものとなります。
- 個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会のHPをご参照ください。